



いちのせき
法人ニュース
第47号

(写真提供：菅野健二氏)

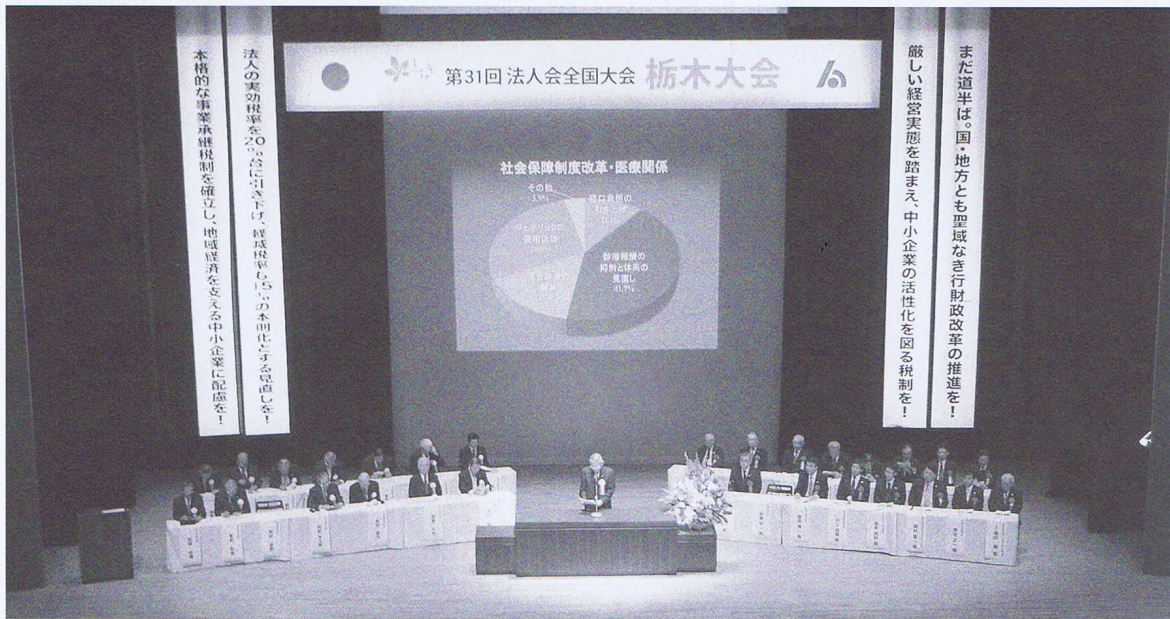
主な内容

平成26年度	第31回法人会全国大会	2
平成27年度	税制改正への法人会提言	3~4
まちのひろば		5
税のひろば		6~9
法人会だより		10~12

 公益社団法人一関地区法人会
〒021-0867 一関市駅前1番地
TEL 0191-23-4243
FAX 0191-23-4330
<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>
発行人/及川弘人
印刷所/トーバン印刷株

◆この広報紙は再生紙を使用しています。

第31回 法人会全国大会「栃木大会」開催



また道半は、国・地方とも聖域なき行政改革の推進を！
 厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を！

法人の実効税率を20%台に引き下げ、課税税率むらの平準化とする見直しを！
 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

平成二十六年十月十六日(木)、栃木県総合文化センターで、第三十回法人会全国大会栃木大会が開催され、全国から約一、九〇〇名の会員が参加しました。

第一部は、TBSテレビ報道局の杉尾秀哉氏を講師に「日本の行方」政治と経済の現状分析と展望」と題した記念講演が行われました。

第二部は大会式典で、各表彰状の贈呈、平成二十七年年度税制改正に関する提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告などが行われました。この税制改正に望む提言を全国八十五万社の創意として地元法人会に持ち帰り、各自自治体首長に要望書を提出します。

当会からも、及川会長、阿部専務理事、富川事務局長が参加しました。



TBSテレビ報道局 杉尾秀哉氏

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成二十七年年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



及川会長、阿部専務理事

平成二十六年十月十六日
 全国法人会総連合全国大会

平成27年度 税制改正への法人会提言

法人会は来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。
会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を行っています。
提言(要約)は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくらか増税しても間に合わない。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格な適用」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化する。

(3) 介護保険については、制度の持

続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

(1) 消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素

化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3) 税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 財政健全化に向けて

(1) 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

(2) 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を

踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

(2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4) 民間にできることは民間に任せると、積極的な民間活力導入を行うことで成長につなげる。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては、国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、国際間の経済取引の増大や多様

化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が一年前倒しで廃止され、法人実効税率は35・64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されること望ましい。

(1) 法人実効税率20%台の実現
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に

十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一、六〇〇万円程度に引き上げるよう求める。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下の通り制度を拡充するとともに本則化することを求める。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなるとは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成二十五年度税制改正におい

て、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(三分の二)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除するよう見直す

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

Ⅲ 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。それに伴い、基礎自治体(人口三十万人程度)の拡充を図るとともに、議員定数削減や行政

のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、「民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を導入すべきである。

(3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。とくに、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

Ⅳ 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のあ

大東町

天下の奇祭「大原水かけ祭り」

—平成二十七年
二月十二日(水)に開催—

大東支部 菅原義則



大原水かけ祭りは、三五五年前から毎年旧正月に行われてきました。江戸時代明暦の大火(本郷妙蓮寺から江戸城天守閣、築地へと広がった大火)を厄日と定め、火防と厄落とし、無病息災、大願成就のため行われております。地元をはじめ各方面などから参加する約三〇〇人が、白綿の腹巻にわらじ姿の裸男となり、八幡神社で祈禱をうけた後、沿道で待ち構えた人達より清め水を浴びながら目抜き通りを駆け抜けます。

スタートする午後三時には、氷点下となる厳しい気象条件の中でも、通りを駆け抜ける裸男、沿道から清め水をかける人、見物客一体となつ



て伝統の祭りはクライマックスを迎えます。皆様のご来場お待ちしております。 ※裸男は駆け抜けたあとの納め水が一層堪えるみたいですよ。

東山町

唐梅館絵巻前夜祭
第一回Oh(オ)天気
まつり盛大に開催

東山支部 鈴木敏朗



白熱したビジネスチェアーレース



一関一高軽音楽部による演奏



一関二高太鼓部による演奏

東山地域を上げてのイベントである第十四回唐梅館絵巻が、九月二十八日(日)に開催されましたが、今年の前夜祭として第一回Oh(オ)天気まつりが開催され、会場となった長坂商店街が賑わいました。前夜祭は町内青年による「まつりプロジェクト」が企画から開催まで担当し、長坂商店街の直線道路を活用したイベントが繰り広げられました。



MHK?
のど自慢大会

美声にうっとり、
のど自慢大会





着任のごあいさつ

一関税務署長 村越 住雄

昨年の七月に一関税務署長を拝命いたしました村越住雄でございます。

公益社団法人一関地区法人会及び川会長様はじめ役員・会員の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、社会経済のグローバル化・ICT化の中で変化しており、消費税法の改正、相続税法の改正、社会保障・税番号制度の導入などの大きな変革期にあります。

こうした状況の中、国税庁に与えられた使命を着実に果たしていくため、様々な面で質の高い税務行政を進め、皆様の信頼に応え、更に税務行政を揺るぎないものにしてまいりたいと思っております。

一関地区法人会の皆様は、社会貢献事業や税に関する研修会・セミナーの開催のほか、税知識の普及や納税意識の高揚のための様々な活動を行っていただいております。特に租税教育

については、多くの租税教室講師をお引き受けいただいているとともに、租税教育用下敷きの無料配付や税の絵はがきコンクールの開催など、積極的に取り組みをいただいております。心から敬意を表するものであります。

引き続き租税教育の拡充に向けて、連携と御支援をお願いいたします。

間もなく平成二十六年分の確定申告が始まります。本年も引き続き、自宅等からのICT申告を推進するとともに、適切な申告相談体制の構築を図ることとしております。

従業員の皆様を含め、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を御活用いただき、e-Taxでの申告等を是非お願いいたします。また、早めの申告と期限内納税についても御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人一関地区法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を祈念いたしまして、挨拶といたします。

一関地区法人会会員の皆様へ

一関税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い ～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)では、確定申告に関する各種の情報を入手することができる「確定申告特集ページ」が開設されており、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に、給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」が掲載されています。これは、確定申告をする会社員の方に、申告書作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等をご案内するものです。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法(手順)で情報提供していただくようご協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のデータをダウンロード(7種類のデータの中からお選びください。)
- ④ 回覧、配付、メール送信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

確定申告情報

確定申告書作成会場を開設します

- ◇期間…2月5日(木)～3月16日(月)(土曜、日曜、祝日を除く)
※確定申告書作成会場を開設している期間は、一関税務署の庁舎内には、申告書作成会場を開設しておりませんので、ご注意ください。
- ◇受付時間…9時～16時
- ◇場所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(一関税務署向かい)
※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をお願いします。

平成26年分確定申告の期限と納期限について

	申告期限及び納期限	振替納税の場合の振替日
所得税及び復興特別所得税	平成27年3月16日(月)	平成27年4月20日(月)
消費税及び地方消費税	平成27年3月31日(火)	平成27年4月23日(木)
贈与税	平成27年3月16日(月)	

- (ご注意) ・納期限を過ぎてから納付されますと、延滞税が加算されます。
・口座振替にならなかった場合は、納期限の翌日から延滞税が加算されます。
・期限後申告となった場合は、振替納税制度・延納制度はご利用できなくなります。

◇問い合わせ先…一関税務署 TEL 0191-23-4205

- *確定申告に関するご質問等は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。

社会保障・税番号制度の早わかり



番号制度とは？

- 個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報(特定個人情報といいます。)の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。
- 平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

県税からのお知らせ

平成27年度から自動車税の重課割合が変わります

●平成26年度税制改正により、環境負荷の小さい自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車の重課割合が重くなりました。

【改正内容】

対 象 車	変更前(平成26年度まで)	変更後(平成27年度から)
新車新規登録から 11年 を超える ディーゼル車	通常の税率より 概ね10%重く課税 (注1)	通常の税率より 概ね15%重く課税 (注1)(注2)
新車新規登録から 13年 を超える ガソリン車 又は LPG車		

(注1)電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリット車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外。

(注2)バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、平成27年度以降も概ね10%重く課税されます。

●環境負荷の小さい自動車は、自動車税が軽減されます。

電気自動車やクリーンディーゼル乗用車など、一定の要件を満たす自動車に対する自動車税は、軽減される場合があります。

制度についてのご不明な点は、岩手県公式ホームページをご覧ください。一関県税センターまでお問い合わせください。

(県ホームページURL) <http://www.pref.iwate.jp/>

けんぜいねっと

サイト内検索

一関市役所税務課からのお知らせ

平成27年度申告相談が始まります

前年所得の申告内容が、平成27年度の市県民税を適正に課税するためのほか、国民健康保険税等の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備して3月16日(月)までに申告をお願いいたします。

○申告受付開始

- ◇一関地域……………2月9日(月)～
- ◇花泉・藤沢地域……………2月6日(金)～
- ◇千厩・室根・川崎地域…2月13日(金)～
- ◇大東地域…2月4日(水)～
- ◇東山地域…2月10日(火)～

※お住まいの地区ごとに会場・指定日が異なります。

○主に次のような場合に市県民税の申告が必要となります。

- ・年末調整済みの給与の他に所得のある方
- ・医療費控除、寄付金控除などを受ける方
- ・公的年金収入400万円以下でも他に所得のある方、または各種控除を追加される方 etc.

○申告書の送付

市で申告が必要と思われる方については1月下旬ころに申告書を郵送いたします。申告が必要な方で郵送されない場合は、下記担当課にお問い合わせいただくか、申告会場へ直接来場してください。

○簡単便利な郵送申告

市県民税申告書は郵送でも受け付けます。3月4日(水)までに各種資料を添付の上、郵送してください。内容を確認する場合がありますので必ず電話番号の記入をお願いいたします。添付書類の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告要件や会場日程、必要書類など詳しくは、広報いちのせき「I-Style」1月1日号、または一関市ホームページをご覧ください。

一関市ホームページ>暮らしの情報>税金

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

問い合わせ先

一関市役所 本庁税務課市民税係 TEL 0191-21-2111 内線8244～8247

消費税期限内納付 推進運動実施中!



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

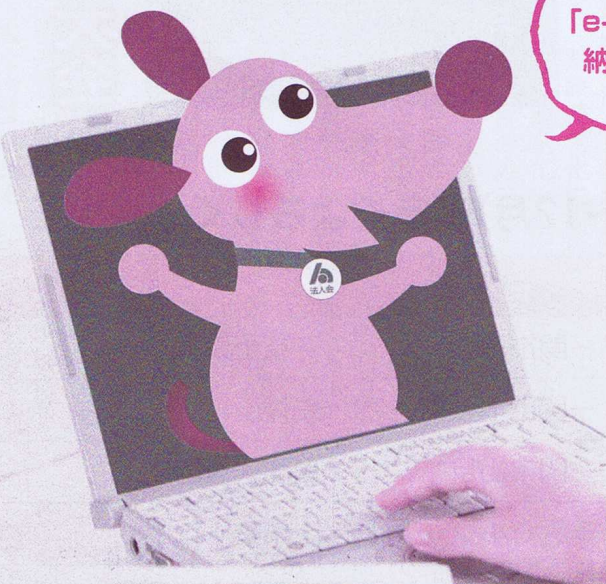
個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回) ^(※3)



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。



「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした
預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して
納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヵ月程度かかります。

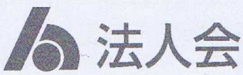
所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用^{*}できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

法人会だより

第二回一関地区法人会長杯ソフトボール大会

平成二十六年十一月二日(日)三日(月・祝)、川崎町川崎運動広場において、第二回目となる一関地区法人会長杯東北中学校女子新人ソフトボール大会を開催しました。
 及川会長の挨拶に引き続き、始球式は小野寺副会長・真柄副会長が務めました。



納税表彰おめでとうございます

平成26年度納税表彰の一関税務署長表彰式が「税を考える週間」中の11月11日(火)にホテルサンルート一関にて挙行されました。

当会の活動を通じて多年にわたり率先して正しい税知識の普及と納税道義の高揚に尽力されたとして次の皆さまが受彰の荣誉に輝きました。

☆一関税務署長表彰

- 副会長 佐藤 滝雄 (有)八沢自動車整備工場
- 理事 金野 茂人 (有)中上屋



新会員紹介(平成26年1月~12月)どうぞよろしく!

法人名	代表者名	住所	業種
岩手経営労務事務所	鈴木 克則	一関市真柴	労務士
菅原哲也税理士事務所	菅原 哲也	一関市地主町	税理士
アフラック募集代理店	千葉 秀	一関市山目	保険代理店
(株)遠藤興業	遠藤 敏男	千厩町小梨	土木業
オヤマモバイル(有)	小岩 隆男	室根町折壁	家電販売・修理
(有)バイオ・グリーン	熊谷 勝	藤沢町黄海	産業廃棄物処理
小野寺勘治税理士事務所	小野寺勘治	一関市城内	税理士
(有)フジコー住宅岩手営業所	佐藤 重光	藤沢町黄海	一般建設業
(株)ケンソー	佐藤 忠司	花泉町花泉	建設資材販売・施工
(株)エプセル	那須野長三	東山町田河津	電気機器製造

法人会の租税教室

次代を担う児童の皆さんに、税の重要性を正しく理解し、関心をもつていただくため、当会では租税教室を行っています。当会会員が一関管内の小学校を訪問し講師となり、税金についての説明やクイズ、レプリカを使用し一億円の重さ体験など、楽しく学んでいただいています。

青年部会

・ 厳美小学校
十一月十八日(火)

・ 平泉小学校
十二月十七日(水)

・ 一関小学校
一月二十九日(木)

女性部会

・ 油島小学校
十二月五日(金)

千厩支部

・ 千厩小学校
十一月十三日(木)

川崎支部

・ 川崎小学校
十一月十七日(日)

大東支部

・ 興田小学校
十二月二日(火)

室根支部

・ 室根東小学校
十一月十二日(水)



青年部会



女性部会



千厩支部



川崎支部



大東支部



室根支部

税に関する絵はがきコンクール(後援:国税庁)

女性部会では小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールを実施しています。平成二十五年度は一関管内の小学校十校から二四八点の作品応募がありました。

平成26年度 税に関する 絵はがきコンクール

1 テーマ: 税に関する(税目で書かれている建物・施設、税目で購入できる商品、税をかけることで便利になることなど何でも構いません)

2 応募資格: 小学生が対象です。

3 応募点数: 児童1人につき1点とします。

4 応募方法及び応募先: 郵送(1枚ずつ) Y021-0987 一関市税務課 一関地区法人会 TEL 0191-258-4243

5 応募締切: 平成27年1月30日(水)

6 審査: 応募作品は、応募委員の中から公正に審査が行われます。

7 賞品等: 賞品は、応募委員の意向に基づいて審査の上から抽籤抽選して本人または学校に送付いたします。なお、優秀作品については国税庁へ送付し、国税庁主催のコンクールに出展します。

8 注意事項: 応募作品は、応募委員の意向に基づいて審査の上から抽籤抽選して本人または学校に送付いたします。なお、優秀作品については国税庁へ送付し、国税庁主催のコンクールに出展します。

一関市税務課 | 会場
一関地区法人会
「税に関する絵はがきコンクール」係

租税教育用テキスト配布

難解で近づきにくい税のイメージを解りやすく表現した租税教育用テキストを一関管内の小学6年生に無料で配布しています。

税について考えよう!

クイズだぜい!

TAX QUIZ!

LET'S TRY!

税について楽しく学べる本

各支部活動

◆一関支部

総会記念講演

平成二十六年五月十四日(水)

一関税務署長講話

◆第二十三回会員親睦旅行

平成二十六年

十月二十八日(火)

秋田県大仙市・

仙北市方面



◆花泉支部

健康づくりセミナー・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十六年十一月七日(金)

講師・袋医院院長 小野寺哲朗氏

◆平泉支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十六年

六月四日(水)

講師・

一関税務署

日渡一夫氏



◆大東支部

会員親睦ゴルフコンペ

平成二十六年五月二十七日(火)

◆藤沢支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十六年五月二十日(火)

講師・(有)グリーン総業 熊谷 勝氏

◆川崎支部

敬老会へ長寿者番付表贈呈

平成二十六年九月十三日(土)

川崎体育センター

平成二十六年九月十七日(水)

寿松苑

◆千厩支部

総会記念講演

平成二十六年五月二十二日(木)

講師・山形市七日町御殿堰開発(株)

結城康三氏

◆三団体合同研修視察

平成二十六年十一月六日(木)

七日(金)

大崎市商業施設「醸室」・ビジネス

マッチ東北等

◆東山支部

唐梅館絵巻

平成二十六年九月二十八日(日)

唐梅館総合公園

◆第三十七回東山地域商工業者懇談会

平成二十六年十一月二十一日(金)

げいびレストハウス

◆室根支部

合同視察研修

平成二十六年十月十九日(日)

二十日(月)

秋田県秋田市方面

青年部会

○税務セミナー

平成二十六年九月十二日(金)

「教えます！賢い相続税・贈与税

改正のポイント」

講師・税理士 木村聡子氏

○社会貢献活動

平成二十六年九月

十五日(祝・月)

復興支援チャレンジ

フットサルマッチ

「ボールでつなぐ絆」

会場・

東山総合体育館



○第十九回研修の集い・盛岡大会

平成二十六年十月二日(木)

会場・盛岡グランドホテル

参加者・一七二名(当会より八名)

○租税教育活動

平成二十六年十一月七日(金)

租税教育用下敷きを一関教育委員

会と平泉町教育委員会へ寄贈し、管

内の小学校六年生全員に配布。

(三十六校、一、一一七枚)

○第二十八回法人会全国青年の集い秋田大会

平成二十六年十一月二十一日(金)

会場・秋田県民会館

参加者・二、一四八名(当会より六名)

女性部会

○社会貢献活動

平成二十六年八月一日(金)

夏のいちごプロジェクトとして、

一関夏祭り会場にて啓発用パンフ

レットとうちわを一般市民へ配布し、

電力15%節電を呼びかけた。

○第十六回特別研修の集い・気仙地区大会

平成二十六年十月六日(月)

会場・

大船渡魚市場

参加者・

一三八名

(当会より

二十名)



○税務研修会

平成二十六年十一月十八日(火)

一関税務署会議室において、村越

税務署長講話と、二階堂統括官によ

る税制改正等の説明を受けた。

○租税教育活動

平成二十六年十一月七日(金)

小学生を対象に「税に関する絵は

がきコンクール」を開催中。

一関市教育委員会を訪問し、小菅

教育長へご協力をお願いした。

応募締切日

平成二十七年一月二十日(火)